



1. カテゴリー

U12～U15（小学校1年生～中学3年生）

対象者は小学校1年生から6年生まで、中学生はセカンドに参加している選手のみ受け入れます（令和7年度に参加している選手で継続する選手は申し込み可能）

2. スクールの指導内容

- ①コーディネーショントレーニング
- ②ファンダメンタルドリル
- ③リズムジャンプトレーニング
- ④フィニッシュスキル
- ⑤ドリブルドリル
- ⑥1on1の強化
- ⑦バスケットボールの楽しさ

3. スタッフ

渡邊 真隆 JBA公認B級ライセンス（福島県U15男子ユース育成コーチ、U14DC男子HC）

中島 篤志 JBA公認C級ライセンス（福島県U13DC女子HC）

湯田 匠 JBA公認C級ライセンス（県北地区U14DC男子スタッフ）

山田 大夢 JBA公認D級ライセンス

岩田 慎也 JBA公認E級ライセンス

その他ボランティアスタッフ

4. 詳細（会場・練習日程）

日曜日 17時00分～18時15分（ビギナー） 福島南高校 or 福島市内体育館

日曜日 18時15分～19時30分（エキスパート） 福島南高校 or 福島市内体育館

※開催の日時が土曜日や祝日、時間が変更になる場合があります。

Bravely NexusSchoolBeginner（小学校1年生～中学3年生）

※中学生はセカンドとスクールを併用する選手が参加可能

Bravely NexusSchoolExpert（スタッフが認めた小学校4年生～中学校3年生）

※ネクサスの選手とセカンドとスクールから認められた選手が参加します。

5. 費用

初回の費用

年会費 7,000円

保険費用 800円

チームスウェット 5,000円（希望者のみとなります）

※他のカテゴリーに参加している人は年会費や保険費用はかかりません。

毎月の費用

会費 週1回（月4回） 5,000円

※兄弟で「ネクサス」「セカンド」「スクール」「U12」のいずれかに申し込みの場合、月会費から2,000円引きとさせていただきます（兄弟引きは1人1つのカテゴリーのみ適用になります）

6. 入会特典

TシャツとロングTシャツ、ハーフパンツを支給いたします。希望の色について初回の方は青を選択ください。

Tシャツ・ロングTシャツ

・サイズ (130、140, 150, SS、S, M, L~5L) 色 (青、白、紺、黒)

ハーフパンツ

・サイズ (130、140, 150, SS、S, M, L~5L) 色 (青、紺、黒)

スウェット

・S~3XL

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体を Bravely NexuSchool バスケットボールクラブとする。

(目的)

第2条 この団体は小中学生を対象に子供たちの健全な育成を図るとともに、中学校高等学校などのバスケットにつながる活動を目的とする。

(目的2) 団体所属者のルール

- ① 礼儀を重んじる（挨拶・返事・感謝）
- ② ルール・マナー・モラルを重んじる
- ③ 仲間を敬う
- ④ 練習後はすぐ帰宅する

第2章 会員

(入会)

第3条 入会するものは次の要件を備えていなければならない。

- ① 本クラブの目的に賛同する者
- ② クラブの定める諸規定を遵守する者
- ③ 会費や費用について著しい滞納がない者

(除名)

第4条 クラブは、第3条の要件を満たさない会員について除名することができる。

第3章 会計

(資金)

第5条 クラブの費用は次の通りとする。

- ① 年会費 7, 000円
- ② 保険費用 800円

③ 月会費 5, 000 円 (毎週 1 回、月 4 回)

(資金用途)

第 6 条 第 5 条により使われる資金

- ① 施設利用料
- ② 各種謝礼・交通費等
- ③ スポーツ保険
- ④ 必要機材、その他練習で必要な物、道具、応急医薬品
- ⑤ 事務手数料など
- ⑥ その他スタッフが必要と判断した教材、講習会等

(クラブ)

第 7 条 遠征や講習会などに参加する場合、必要な費用を別途徴収するものとする。

(運用)

第 8 条 資金の運用は (一社) ネクサスポーツアカデミーとする。

第 4 章 事故の責任

(事故の責任)

第 9 条 会員はクラブ活動に際しては、施設管理責任者又は指導者の責任において行動するものとする。

前項に違反して、盗難・傷害等の事故が発生してもクラブ及び指導者に対して一切の損害補償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第 10 条 会員はスポーツ安全保険等の傷害保険に加入しなければならない。

クラブは活動中に起きた事故以外の責任はないものとする。

第 5 章 休会・退会

(休会・退会)

第 11 条 休会・退会についてはスタッフに連絡することとし、休会の適用は年度内 1 ケ

月とする。ただし重大な病気やけがによる長期休養が必要な場合はその限りではない。また、所属するチーム練習の時間が体育館の使用時間のローテーションによりスクールに参加できない月がある場合、年度3回（1ヶ月×3回）まで休会を適用できることとする。休会中の会費は発生しないこととする。退会の場合、その月の23日までに退会が完了した場合はその月までの会費のみ、24日以降の申し出については翌月の会費が発生することとする。また退会用の書面に必要事項を記載して提出することで退会が完了となる。

第6章 細則

（細則）

- 第12条 クラブ活動中の映像、写真、記録等などの新聞、インターネット、モバイルサイト等への掲載権はクラブ側に属する。選手や保護者が活動中の静止画や動画をSNS等にアップロードしてはならない。
- 第13条 天災地変、社会情勢の変化などにより活動が困難な場合は活動を取りやめることがある。その場合、徴収した会費の返金はおこなわず、活動回数の減少する場合がある。
- 第14条 感染症等による学校の休校、学年閉鎖、学級閉鎖となった場合に該当する選手はその期間の参加の自粛をすること。大会等の参加については、大会等の要項などに準じていればその限りではない。
- 第15条 新型コロナウィルスやインフルエンザの感染症の場合、感染した選手及びスタッフは発症日を0日とし5日間の活動を自粛することとする。その他の感染症の場合は医師の指示のもと自粛することとする。また活動内で感染が拡大している場合などは活動の自粛をする場合がある。この場合は総則第13条に当てはまることがある。
- 第16条 本規約に定めない事項及び必要な細則はスタッフ会議での議決により定める。